

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から52年6月まで
② 昭和61年1月

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、近くにあった銀行で保険料をきちんと納めていた記憶がある。

また、申立期間②については、免除になっていた期間について、後で全部納めた記憶があるが、昭和61年1月のみ免除のままとなっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「20歳時に国民年金の加入手続を行い、その後は保険料をきちんと納めていた記憶がある。」と主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には昭和49年4月18日資格喪失の記載があること、及び申立期間当時の管轄社会保険事務所の「年度別納付状況リスト」にも同日付で資格喪失の記録があることなどから、申立人は国民年金の被保険者資格を喪失していたものと推認できるものの、申立期間当時、被保険者資格を喪失する理由が見当たらず、資格喪失後の49年4月から同年9月までの保険料を納付していたことが国民年金領収証書で確認できたことから、社会保険事務所において国民年金資格記録及び保険料納付記録の追加処理がなされている。

また、申立人が国民年金資格を喪失した時点では、既に昭和49年度分の納付書は交付されており、この国民年金保険料納付書により49年4月から同年9月までの保険料を納付していたことから、引き続き同年10月から50年3月までの保険料についても納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち昭和 50 年 4 月から 52 年 6 月までの期間については、当時は 49 年 4 月 18 日で被保険者資格を喪失していたことから、国民年金保険料の納付書は交付されなかったと考えられる。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの申請免除の承認がなされていた期間について、平成 6 年 1 月 25 日に追納申出を行い、その後 6 回にわたり保険料を追納しているが、昭和 61 年 1 月から同年 3 月分については、平成 8 年 2 月 16 日に納付されており、その時点では、申立期間である昭和 61 年 1 月分は既に時効であったことから、還付決議がなされていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。他界した母が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っている。

また、申立人の保険料を納付していたとするその母及びその父は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足以来の加入者であり、その納付状況を見ると、申立期間を含む国民年金加入期間のすべてが納付済みとなっていることから、息子である申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、その母は昭和 49 年 10 月以降、付加保険料を納付しており、その父も前納制度を利用して保険料を納付しているなど、申立人の同居家族の納付意識は高かったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 2 月 1 日に払い出されており、この時点で申立期間は過年度納付期間となるが、その父母は、以前に過年度納付などにより保険料をさかのぼって納付していた期間があったことが特殊台帳から確認でき、申立人の申立期間の保険料についても過年度納付していたと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時は学生であったが、母が任意加入の手続をし、保険料については納付組合を通じて納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった期間の国民年金任意加入の手続及び保険料の納付を母親が行っていたとしており、その母は、制度発足時から国民年金に加入し、任意加入の期間も納付を続け 60 歳まで完納するなど、納付意識が高かったことが推察される上、学生であった期間の途中で申立人の資格喪失手続をする理由がないとしており、昭和 54 年 4 月に母親が申立人の資格喪失手続をしたとするのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人及びその家族の生活状況に大きな変化があったとする事情も見当たらない。

さらに、任意加入者は国民年金の資格喪失を申し出たその日が資格喪失日となるが、申立人の資格喪失日とされている昭和 54 年 4 月 1 日は日曜日であり、この日に資格喪失の申出があったとは考え難いことから、申立人に係る行政の記録管理に不備があったものと考えられる。

加えて、申立期間の前年度が納付済みであったことから、引き続いて申立期間に係る納付書が発行された可能性を否定することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から同年10月までの期間及び38年3月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、「当該期間の国民年金保険料は厚生年金保険加入のため、資格記録を訂正（取消）されています。」との回答をもらった。

還付を受けた記憶は無く、納付できない。また、厚生年金保険に加入していない昭和36年6月から同年10月までの期間及び38年3月については、国民年金の資格期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和36年4月から41年9月までの期間について検認印が押印してあることから、申立期間について国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間について、当初、申立人の国民年金手帳には、「資格取得年月日 昭和35年10月1日 強制」と記載されていたにもかかわらず、その夫が38年4月1日に厚生年金保険に加入した際に、申立人は、同日付けで初めて国民年金任意加入者として資格取得日が訂正されており、結果、申立期間のうち36年6月から同年10月までの期間及び38年3月については未加入期間とされたが、申立人のその夫は軍人恩給受給者であったことから、申立人は任意加入者であり、申立人の厚生年金保険資格喪失の36年6月から任意加入できたものと考えられる。

さらに、未加入期間とされた場合、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることから還付されるものと考えられるが、保険料の還付があった場合に社会保険事務所に保管することとされている申立人の特殊台帳は無く、管轄社会保険事務所で保管されている還付整理簿においても、申立人に

保険料が還付された形跡は見当たらないことから、行政側の度重なる事務処理の過誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は昭和 36 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 36 年 11 月から 38 年 2 月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において、昭和40年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月28日から40年2月28日まで

私は、昭和39年2月1日にA社に入社し、40年2月28日に退職するまで、厚生年金保険に加入していたはずなのに、39年2月28日に資格喪失した記録となっている。約1年間勤務していたのに、厚生年金保険に1か月しか加入していないのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言及び事業所から提出された社員名簿の記録において、申立人の退職日が昭和40年2月28日となっていることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和39年2月28日となっている。

しかし、同名簿には申立期間内である昭和39年10月の標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認でき、この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年2月28日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、申立人と同時期に入社した同僚は、「申立人は、1年間は働いており、一緒に旅行にも行った。」旨の証言をしている。

さらに、申立人は、昭和40年2月28日に退職後、すぐにB市の実家に戻

った。」と証言しており、住民票の転入日の記録は同年 40 年 3 月 9 日となっている上、国民年金被保険者資格の取得日が同年 3 月 1 日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が主張する昭和 40 年 2 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和55年4月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から55年4月15日まで

私の年金記録を調べたところ、A社に勤務していた期間の一部しか厚生年金保険の加入記録が無かった。しかし、解雇された時にもらった雇用保険被保険者離職票により、申立期間まで勤務していたことが証明できると思う。当時の給与明細書は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が管理している被保険者名簿では、申立人及び代表取締役並びに同僚19名の資格喪失日は、昭和54年9月30日とされているが、当該資格喪失日以降の、同年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があり、さらに、健康保険被保険者証の返納は行われていない上、その資格喪失受付日は、A社の全喪日（昭和55年4月15日）後の、55年4月28日とされていることが確認できる。

また、資格喪失日が昭和54年12月21日である7名のうち、4名は55年2月18日に、他の3名は同年2月8日、同年2月9日、同年3月14日にそれぞれ資格喪失処理及び健康保険被保険者証の返納が行われているにもかかわらず、上記資格喪失日に抹消線が引かれ、54年9月30日に資格喪失日の訂正処理が全喪日（昭和55年4月15日）後の55年4月28日にさかのぼって行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、昭和 55 年 4 月 15 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 10 月の定時決定の記録から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月15日から同年6月15日まで

私は、平成16年7月1日から17年6月14日まで、A社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。給料支払明細書も持っているし、当該事業所も間違いを認めているので、申立期間も被保険者であると認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録等から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成17年4月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から平成 10 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 10 年 3 月まで
申立期間について、妻が私の国民年金保険料と一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が私の国民年金保険料と一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。」と主張しているが、納付したとするその妻の記憶は曖昧であり、しかも、申立期間当時、国民年金の加入手続及び経理等を依頼していたとする税理士事務所においても、関係書類が無いことから申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間以前の国民年金加入期間については、平成 10 年 4 月に社会保険加入手続を行った際に、過去の厚生年金保険加入期間が整理された結果、新たに国民年金加入期間が判明したものであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間当時、申立人の国民年金保険料納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人から、申立期間の一部である平成 3 年度及び 4 年度の確定申告書（控）が提出されたが、当時、申立人は国民年金に加入していた形跡は無く、記載された社会保険料控除額も両年度共に一人分の国民年金保険料額と推認され、配偶者控除対象者となっていたその妻は、両年度とも国民年金保険料納付済みであることから、申立人の国民年金保険料が妻と一緒に納付されていたと推察することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 44 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 37 年 2 月から 44 年 6 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時、私の母は納付組合長をしていたので、息子の分の保険料を納付しないのはあり得ない。また、両親の国民年金保険料は全額納付されているのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、その母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 8 月の時点で、申立期間はすべて時効により納付できないこと、及び過年度分保険料を納付組織が取り扱うことはできないことなどから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない上、特例納付等により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで

平成4年ごろに市役所で国民年金に任意加入し、年金受給資格を得るのに必要な月数分の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、9年ごろに社会保険事務所で、年金受給資格を満たしていないとして、再度保険料を納付させられた。4年ごろに受給資格を得るのに必要な保険料を納付したはずであり、申立期間の納付記録が無いことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年ごろに国民年金に任意加入し、年金受給資格を満たすのに必要な月数分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、市の国民年金被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、9年5月に高齢任意加入し、年金受給資格を満たすのに必要な月数分の保険料をまとめて納付したことは確認できるものの、申立期間について任意加入し、保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したとする保険料額と、申立期間当時の保険料額も一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで
申立期間については、A社B工場で仕事をしていた。自分に付けられるべき手当が、別の者に付けられていることを知り、そのことを不満に思っ
て辞めてしまったが、厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者
として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた
事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A社B工場は既に全喪しており、申立人が当時の同僚として名前を
挙げた者についても、いずれも連絡先が不明であることなどから、申立てに
係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保有するA社B工場に係る被保険者原票を調査
しても、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠
番も無い。

加えて、申立人が当時の同僚として名前を挙げた5名のうち、A社B工場
における厚生年金保険の加入記録が確認できるのは3名のみであることから、
申立期間当時の当該事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金
保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。